<生徒指導部関係諸規定>

生 活 規 定

1 総 則

- (1) **常時身分証明書(学生証)を携行**しなければならない。紛失した場合には、生徒指導部から再交付を受けること。
- (2) 事故や災害に遭遇した場合は、直ちに学校に連絡通報しなければならない。
- (3) 保護者、保証人、住所、下宿、その他一身上に関する変動があった場合は、直ちに担任に届けなければならない。

2 出欠について

- (1) 欠席・忌引
 - ① 欠席・忌引する者は、本人の保護者(あるいは保証人、以下同じ)を通して、**担任または** 学校に連絡しなければならない。
 - ② 忌引は、父母7日、祖父母、兄弟姉妹3日、伯(叔)父・伯(叔)母1日、曾祖父母1日 とする。
- (2)遅刻

遅刻する者は、本人の保護者(あるいは保証人、以下同じ)を通して、**担任または学校に連絡**しなければならない。ただし、列車、バス等の延着・故障によるときは、その証明書をもって遅刻連絡に代えることができる。ただし、学校が公欠と判断した場合はこの限りではない。

- (3)欠課
 - ① 欠課をする者は、**担任の承認を受けるか、本人の保護者を通して担任または学校に連絡**しなければならない。病気の場合は、養護教諭の判断も求めることとする。学校の承認した試合や大会出場の場合(公欠欠課)も同様である。
 - ② 考査時の欠課は通院証明書等を添付しなければならない。
- (4) 早 退

早退する者は、事前にわかっている場合は、本人の保護者を通して担任または学校に連絡しなければならない。突発的な早退の場合は担任の承諾を受けるか、病気の場合は、養護教諭の判断も求めることとする。また早退した生徒は、家庭到着後、その旨を担任または学校に報告しなければならない。

(5)外出

始業時刻から放課後までの間は原則として校外へ出てはならない。やむを得ない用事で外出 する者は、担任に申し出て外出許可を得なければならない。

3 校内生活について

- (1) 日課(次頁)
- (2) 休日・休暇中の登校

休業日に登校する場合は、あらかじめ担任にその旨を申し出なければならない。その場合、 制服着用を原則とする。

- (3)清掃
 - ① 校舎内外の清掃美化に努める。
 - ② ロッカーの整理、ゴミの分別(特に売店からの購入物によるゴミ等)、上履きにかえた後 の下履きの後始末などに努める。
- (4)上履き(スリッパ)

校舎内では指定の上履きを使用することができる。

日課表

	月・木	火・水・金
SHR	8:20~8:30	8:20~8:30
掃除	8:30~8:45	8:30~8:45
1 限目	8:50~9:40	8:50~9:40
2限目	9:50~10:40	9:50~10:40
3限目	10:50~11:40	10:50~11:40
4限目	11:50~12:40	11:50~12:40
昼休み	12:40~13:25	12:40~13:25
5限目	13:25~14:15	13:25~14:15
6限目	14:25~15:15	14:25~15:15
SHR	15:20~15:25	
7限目		15:25~16:15

※始業時刻……8:20(着席完了)

8:20以降の登校は「遅刻」となる。

遅刻した場合は、職員室で「遅刻届」を記入し、入室の許可を得ること。

※下校時刻……19:30(校門退出完了)

(5)器楽練習

器楽練習室における器楽練習は許可された時間に限る。

(6)破損

校舎・校具・備品等は大切にし、誤って破損した場合はすぐに担任に届け出、指示を受けなければならない。

(7) 火気使用

許可なくして校内での火気の使用を厳禁する。

(8)掲示

校内にポスター等の掲示物を掲示しようとする者は、**生徒指導部の許可**を受けて、掲示に関する内規に従って掲示し、**期間終了後は速やかに撤去**しなければならない。

4 校外生活について

(1) 夜間外出

夜間外出は原則として禁止する。ただし、保護者同伴の場合及びやむを得ない合理的理由により保護者の承認を得、その指導による場合はこの限りではない。この場合、身分証明書を必ず携行すること。

(2)外 泊

原則として外泊は禁止とする。

(3) 遊技場等の立ち入り禁止

カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、パチンコ店等への出入りは禁止する。

(4)旅行

① 国内旅行(帰省のための旅行及び保護者同伴の旅行を除く)をしようとする者は規定に従い、 校外活動許可願、遠征許可願、外部団体会合・行事等参加許可願を該当する項目に従って提 出しなければならない。以上の届には必ず引率責任者を必要とする。

海外旅行をしようとする者については、旅行届を提出すること。

- ② 旅行をする者のうち、学生割引証明書(通称、学割)を必要とする者は、**担任へ旅客運賃** 割引証交付願を提出し許可印を受けた後、事務室からその交付を受けること。
- ③ 団体旅行について

保護者の同意があれば、青年の家については、保護者・教師の引率なしでも許可する。

(5) 外部団体会合・行事参加

学校外の団体に加入し、その諸会合・行事に参加する者は、**外部団体会合・行事等参加許可 願**を提出しなければならない。

(6) アルバイト

原則として禁止する。

5 考査について

(1)着席

考査時は監督教師の指示に従い、出席番号順に着席しなければならない。

(2) 所持品

指示された筆記用具以外のものを机上に置いてはならない。また、机中は空にしておくこと。

- (3) 不正行為
 - ① 不正行為や疑わしい行動があってはならない。
 - ② 不正行為については厳正に対処する。

6 交通安全について

(1) 遵守事項

交通法規、交通道徳を遵守し、事故の防止に努めなければならない。特に次の事項を遵守すること。

① 歩行者 ○励行事項

右側通行・横断のときの合図・学校付近における学校指定の通学路の使用(特に対面者に対する注意)

- ② 自転車 ()励行事項
 - 一時停止場所での停止・一列通行(並進通行の禁止)・雨天時のレインコート の着用・二重ロックの徹底
 - ○禁止事項

2人乗り・傘さし運転・携帯電話及びイヤホンやヘッドホンの使用・アーケー ド街への乗り入れ

○ヘルメット

事故リスク軽減をはかるためヘルメットの着用を推奨

- ③ 自動車による保護者の生徒送迎について
 - ○禁止事項

校内への乗り入れ・学校周辺での生徒の乗降(生徒指導部指定文書参考)

(2) 自転車通学

自転車通学をしようとする者は、**自転車通学許可願**を提出し、許可をもらわなければならない。 通学にあたっては遵守事項を履行すること。

(3) 免許取得

原付免許を含めた運転免許の取得については原則として禁止する。 進学先および就職先から運転免許取得の依頼があった場合は別途審議する。

服 装 規 定

1 制 服

別表に示すものを着用し、着用期間は次のとおりとする。

- ①夏服(5月中旬~10月中旬)
- ②冬服(10月中旬~5月中旬)

※なお更衣の移行期間は気候等を考慮し弾力的に設ける。

〈別表〉

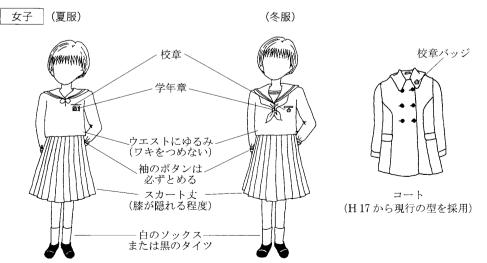
	冬	上 着	黒の詰襟(裾裏地に校章マーク)白の長袖カッターシャツ胸ポケットに白ライン
男子	🌣	ズボン	黒の長ズボン (ワンタック、ベルト通し下に校章マーク)
	夏	上 着	白の半袖カッターシャツ
		ズボン	黒の長ズボン (ワンタック、ベルト通し下に校章マーク) (夏用)
女	冬	上 着	紺サージのセーラーで白線 1 本 (線の幅 1.2cm)
		スカート	紺サージ 24ひだ
子	夏	上 着	コバルトの長袖セーラーで白線 1 本 (線の幅 1.2cm)
		スカート	紺サージ 24ひだ(夏用)
共	冬	上 着	濃紺ブレザーの2つボタン
		スラックス	濃紺のシングル
月用	夏	上 着	白の半袖カッターシャツ
		ズボン	黒の長ズボン(ワンタック、ベルト通し下に校章マーク)(夏用)

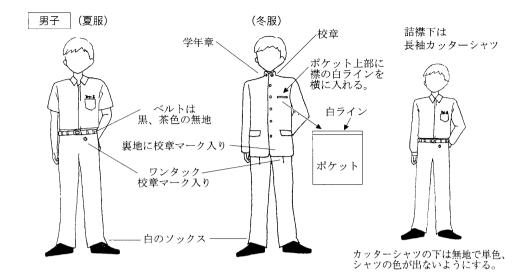
(1) 外出する場合

制服着用を原則とする。(他校の学校行事の見学、学校訪問、模試など。)

※外出時には必ず身分証明書(学生証)を携行する。

- (2) 制服の正しい着用
 - ① 衣替えの時期については服装規定1に従い、各人がこれを行うこと。ただし、儀式など改まったときにはコートの着用を避ける。
 - ② 以下に示す「夏服・冬服」図を参照し、正しく着用すること。





2 徽 章

男子は冬服には**襟の左に校章、右に学年章**(ローマ数字)をつける。

女子は冬服には**左胸に校章** (バッジ)、**ネクタイ通しに学年章** (算用数字) をつける。夏服には**左胸に校章** (バッジ) **その外側に学年章**をつける。

3 履きもの

革靴・合成皮革の革靴または運動靴。雨天の際は雨靴を用いてよい。

(1) 靴

派手な型、色、飾りのあるものはやめる。ハイカット、サンダル、上履き、ダンスシューズ、高いヒールのついた靴は禁止する。**色は、黒、紺、茶、白**などとする。

- (2) 靴下
 - ① ソックスは**白色に限り、**柄は目立たないワンポイントまでとする。ただし、黒タイツ使用(女子) の場合は黒ソックスを認める。派手なものを避け、流行を追わない。
 - ② タイツは黒とする。

禁止例 くるぶしソックス ハイソックス ルーズソックス メッシュのタイツ

4 防寒服

厳寒時、登下校の際、**学校規定の防寒コート**を制服の上から着用してよい。

(1) コートの種類

学校規定のコート

○注 意

- 1) 校内での着用は原則認めない。
- コート内には、冬の制服を着用すること。
 ※制服の下に、制服からはみ出るようなもの、派手な色のものを身に着けない。

※その他、防寒服の着用については、生徒指導部が示す着用方法に従うこと。

5 通学カバン、バッグ類について

本校の教育活動に適したものとし、学生カバンの購入、持参登校を任意とする。

6 所持品

- (1) 所持品
 - ① 所持品は華美に流れないよう、かつ不要なもの(学習に関係のない雑誌類)は校内に持ち 込まない。
 - ② 自他の所持品を大切にし、自分の所持品には必ず氏名を明記する。
 - ③ 携帯電話の所持については、保護者の責任において判断してもらう。ただし、校内では一切の扱いを禁止する。校内では必ず電源を切っておくこと。校内で携帯電話を使用した場合や、電源を入れていなくても、携帯電話を取り出して人目に触れるような行為をした場合は、指導の対象とする。
- (2) 所持品の紛失または拾得
 - ① 所持品を紛失または拾得したときは、速やかに担任に報告し、生徒指導部に申し出る。
 - ② 盗難は速やかに担任に報告し、担任は生徒指導主事へ届け出る。
- (3) 貴重品
 - ① 貴重品は常に注意して身に付けるようにする。
 - ② 金銭の保管には貴重品袋を利用するか、必ず身に付けておくようにし、カバンや机の中に入れたままにしない。また、納金などは朝の SHR 時に担任に提出すること。

7 その他

- (1) 頭髮等
 - ① 本校の教育精神を堅持した髪型であること。
 - ② 頭髪等は加工せず、奇抜な髪型はしない。
 - ③ 肩にかかる髪の毛は暗色系のゴムやヘアピンでまとめること。
- (2) 異装

やむを得ず正規以外の服装をする場合は、異装許可願を提出し、生徒指導部の指示を受けなければならない。

(3) 休日の登下校

休日、休暇中の登下校時は原則として制服であるが、各部活動で揃えたジャージ等であれば認める。